

令和6年度

子どもの権利擁護委員制度

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」

事業報告書



令和7年9月

目黒区子どもの権利擁護委員

目次

1 はじめに	2
2 目黒区子ども権利擁護委員制度	
(1) 権利擁護委員制度	4
(2) 体制	5
(3) 相談方法	6
(4) 相談対象者	6
(5) 相談日及び相談時間	6
(6) 調査・申立て	7
(7) 権利擁護委員名簿	8
3 子どもの権利擁護委員として活動を振り返って 「2024年を振り返って」	
相原 佳子	9
「いじめ防止を考える」	
米田 弘枝	12
4 令和6年度子どもの権利擁護委員制度活動状況	
(1) 相談の受付状況	15
(2) 相談員による対応（他機関への連絡）	17
(3) 子どもの権利擁護委員との面談等の実施状況	17
(4) 次年度に向けての活動	18
(5) 相談員による電話相談等の実施状況数	20
(6) 相談員による対応 他機関への連絡数	21
(7) 子どもの権利擁護委員との面談等の実施状況数	22
(8) 相談事例	23
(9) 啓発活動	28
参考資料	目黒区子どもの権利擁護専門相談事業実施要綱
	33
5 あとがき	37

1 はじめに

目黒区では、「子ども」の権利擁護を目的として、「子どもの権利擁護委員制度」のもと、子どもたちを権利侵害から守るために、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」を設置しています。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では子どもの人権救済のために、開室以降、さまざまなお相談に対応し、問題解決に向けた取り組みを続けています。

日々、子どもの問題に取り組んでいると、「子どもの人権」とは何か、また「人権救済」とはどういうことなのか、これらの定義の難しさに悩まされます。

ここで、子どもの人権について、子どもの抱える悩みの一つである「いじめ」を例に考えてみたいと思います。

例えば、いじめが発生した場合、加害児が被害児に謝罪するだけで問題が解決し、人権救済になるものでしょうか。このような状況においては、子どもたちを取り巻く環境をしっかりとアセスメントし、適切な環境調整を行う必要があると考えます。また、加害被害構造を帯びるいじめの場合には、子どもの傷ついた思いよりも親としての怒りが優先され、子どもの人権救済よりも親の感情救済が先行してしまうこともあります。

さらに、多くの大人が持つ考え方として「子どもはすぐに忘れてしまうから、わざわざ大人が解決する必要はない」というものもあります。しかし、こうした考え方には、人権救済以前に問題を見過ごすことにもつながりかねません。これらの視点を踏まえると、子どもが抱える悩みを全て解決することは、至難の技なのかもしれません。そんななか、相談をしてくる子どもたちを観察していると、彼らは日々の生活を通じて傷つきながらも、少しずつ気持ちを切り替えていくことを学び、通常の生活に戻っていく様子が見受けられます。このことから、成長過程にある子どもだからこそ柔軟に対応できる部分もあるのだと気づかされることもあります。その一方で、子ども自身が自分の気持ちを言語化できないことで、本来持つべき権利が尊重されず、結果的に負のループに陥っている姿も見受けられます。

私たち、大人はこうして悩む子どもを前に何をすることができるのでしょうか。

大人は子どもを叱咤激励、鼓舞激励することでしょうか。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、子どもの表情や行動、言葉といった小さな変化に気づいてあげることが大切なのではないかと考えます。大人の気づきには子どもが抱える小さな悩みから、いじめといった重大な問題まで求められます。「そんなことは大したことではない」「気にしそう」と済ませてしまう前に、「我が子の様子がいつもと違う、元気がないな」と子どもの普段の様子との違いに気づくことが、問題解決の一歩と考えます。その上で、「子どもはどうして欲しいのか?」「子どもが望むことは何なのか?」と、子どもの思いを感じ取ることが必要と思われます。

しかし、保護者の方が子どもの思いを推し量ることには限界があります。また、そのことが保護者の方にとっては大変なストレスになることもあります。そんなときは、保護者の方が一人で悩まずに、ぜひとも子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」にご連絡いただければと思います。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、子どもにとって最も良いこと、「子どもの最善の利益」を考えるお手伝いをいたします。権利の主体である「子ども」に寄り添うことを心がけ、一つひとつの相談に向き合っていきます。

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」ですべての子どものすべての悩みを解決できるわけではありませんが、問題の整理、解決の方向性を指し示していきたいと考えています。



2 目黒区子ども権利擁護委員制度

(1) 権利擁護委員制度

目黒区では、平成17年12月に、子どもたちが元気にいきいきと過ごすことのできるまちを目指し、「目黒区子ども条例」を施行しました。さらに、子どもをいじめや差別・暴力等の権利侵害から守る仕組みとして、目黒区では平成20年1月に「目黒区子ども条例」のもと、子どもの権利擁護委員制度を設置しました。子どもの権利擁護委員制度では、子どもにとっての最善の利益を実現するために、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」を運営しています。

◆目黒区子ども条例◆

第十六条 子どもの権利擁護委員の設置など

区長は、子どもの権利侵害について、子どもやその関係者からの相談や救済の申立てを適切かつ迅速に処理するため、目黒区子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を設置します。

第十七条 委員の仕事

委員は、次の仕事を行います。

- 一 子どもの権利侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その解決のために助言や支援などを行うこと。
- 二 権利侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 三 権利侵害を受けている子どもについて、緊急を要すると認めるときに、その救済のために、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 四 調査や調整の結果、子どもの成長や人格形成に影響を及ぼすと認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、その影響度に応じ、意見の表明又は改善の要請を行うこと。
- 五 改善の要請を受けたものに対して、改善の状況などの報告を求めるこ。
また、その内容を申立人などに伝えること。

～ 条例抜粋 ～



(2) 体制

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、子どもや保護者および、関係者からの子どもに関わる相談をフリーダイヤルで受け付けています。体制は専門相談員1名・相談員1名の2名（以下、相談員と言う）と、事務局係長1名・職員1名の4名です（専門相談員以外は兼任）。

相談には電話で話を聴かせていただく相談、来所いただき直接話を聴かせていただく相談、オンライン画面を通して行う相談の3つがあります。いずれの相談も子どもの心理に詳しい者が十分に話を聴き一緒に考え、アドバイスをしています。

また、子どもの権利侵害だと思われる場合や、相談者である子どもや保護者、関係者が権利擁護委員との面談を希望される場合には、権利擁護委員面談につなぎます。その中で、子どもたちの想いを受けとめ、権利侵害が疑われる場合には、解決に向けた対応を行います。緊急性や相談者の意向を踏まえ、必要に応じて関係機関と連絡をとり、より専門的なサポートが受けられる他の支援機関への紹介も行います。

いずれにしても、相談室として、子ども自らが安心して話ができる事、保護者が気軽に相談できること、子どもに関係する人が誰でもためらうことなく連絡してくることができる事を常に心がけています。

子どもの権利擁護という言葉を聞かれると、難しく思われ、生活の中で身近に感じられることが少ないかもしれません。“子どもが自らの意思でいきいきと成長し、生活していく”姿を想像してみてください。そうすることで、子どもの権利をイメージしやすくなりませんか。

生きづらさ、生活のしづらさを抱える子どもに対して、大人が声をかけるのはとても難しいことです。

あなたの、その一言が子どものモヤモヤした気持ちを取り除けるかもしれません。また、逆に、あなたの、その一言が子どもを傷つけてしまうこともあるかもしれません。

どのタイミングで、どんな言葉をかけてあげたらいいか？については、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」と一緒に考えてみませんか。



(3) 相談方法

まずは、0120-324-810に電話をかけてください



家の電話や携帯電話からもかけられます。お金はかかりません。

名前を言わなくてもいいよ。
お話ししたことは誰にも話しません。

電話をかける

あなたが困っている、悩んでいることを相談員に話してください



名前を言わなくてもいいです。
お話ししたことは誰にも話しません。
相談員が話を聞いて、あなたと一緒に考えます。

電話で話をする

電話で解決しない時は、面談での相談もできます



あなたが解決のためにもっと行動を起こしたいという時には申立てをすることができます。
申立てがあった場合には、必要に応じて子どもの権利擁護委員が事実を確認し、事案によっては意見表明や改善要請がなされます。

会って話をする

(4) 相談対象者

- ・ 目黒区にお住まい、または就学、勤務している 18 歳未満の方（子ども）
- ・ 目黒区にお住まい、または就学、勤務している 18 歳未満のお子様をお持ちの保護者の方や、子どもに関わりのある方（大人）

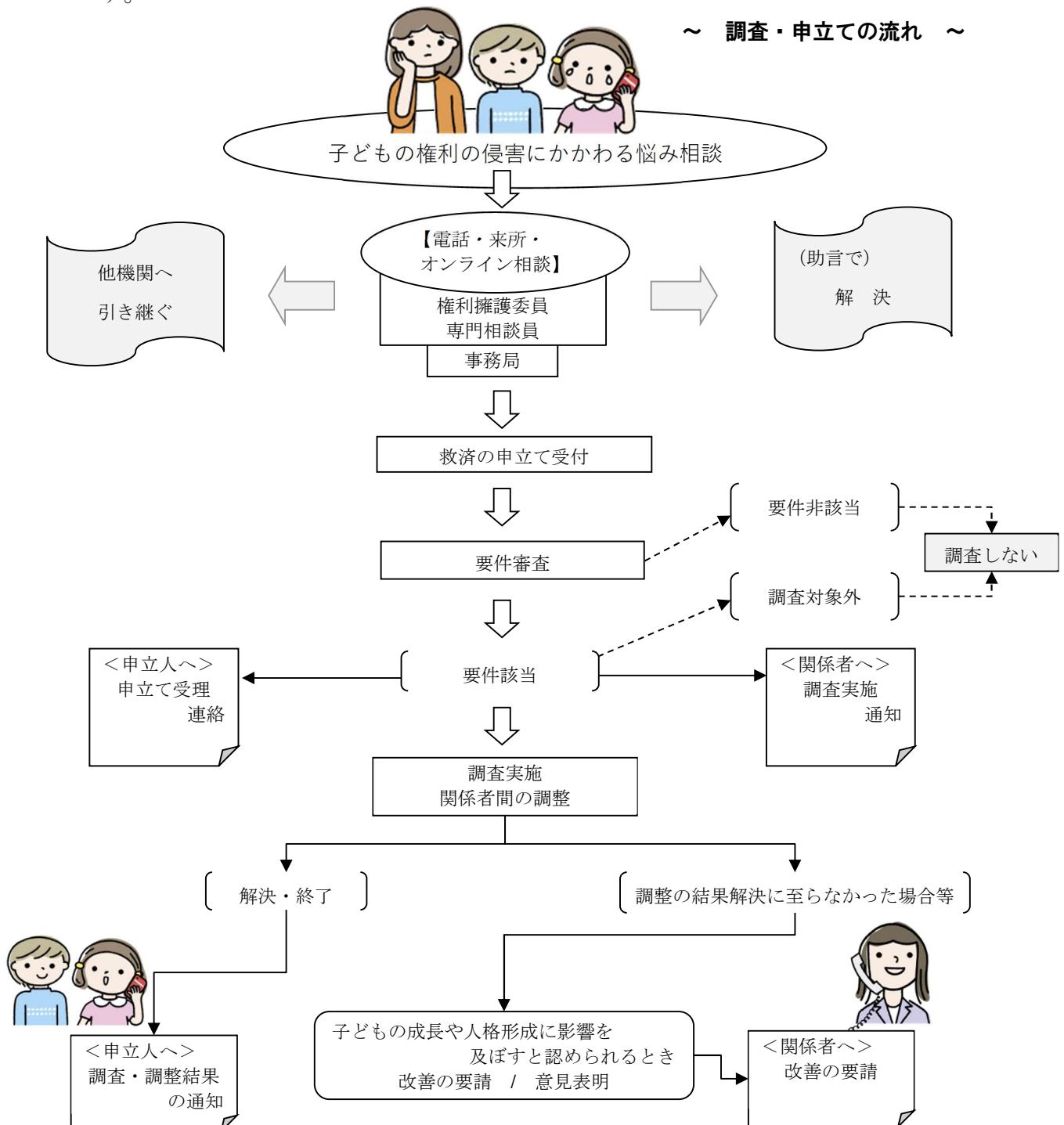
(5) 相談日及び相談時間

電話・来所相談 毎週水曜日～土曜日午前 10 時から午後 5 時まで
委員面談（予約制）月 4 回 水曜日～土曜日午前 10 時から午後 4 時まで
(各 3 時間)

(6) 調査・申立て

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では権利侵害を受けている子どもについて、子ども本人またはその関係者から救済の申立てをすることができます。権利擁護委員は、子どもの権利侵害についての事実調査や関係者間の調整を行います。また、調整がつかない等、場合によっては権利擁護委員が関係者や関係機関に対して、意見の表明や改善の要請を行うこともあります。

子どもが通常どおりの日常生活を送れるよう、問題解決に向けて取り組みます。



(7) 子どもの権利擁護委員名簿

氏 名	所属等	任 期
相原 佳子	弁護士 第一東京弁護士会所属	令和 6 年 1 月 9 日 ～令和 8 年 1 月 8 日
米田 弘枝	公認心理師 元立正大学 心理学部教授	令和 6 年 1 月 9 日 ～令和 8 年 1 月 8 日

3 子どもの権利擁護委員として活動を振り返って

「 2024 年を振り返って 」

子どもの権利擁護委員 弁護士 相原 佳子

1. 2024年には、権利擁護委員に対するご相談の中で、学校におけるいじめ問題や、学校に馴染めない子どもの相談を受ける機会が多かったように思います。その中で、保護者の方や学校関係者が子どもの問題に関して良かれと思ってとった行動に対して、関係者間では、その受けとめ方に相違があり、逆に不信感をつのらせてしまうことがあります。結果的に問題が解決し難い状況に至ってしまうということが見受けられました。

また、権利擁護委員に対するご相談ではないのですが、共同親権について民法改正もあったことから、離婚事件で親権者、監護権者として、父母のどちらが適任であるのかについて深刻な争いがある事案のご相談も近時は増加の傾向にあります。

2. これらの問題を解決するに際して、当の子ども本人がどのように受け留めているのかが非常に大切ですが、そのことが未だ十分理解されていないようを感じます。

問題が起きた際に、特に紛争が長期化したときには、子どもの思いがどこかに行ってしまい、大人の感情が最優先での決着に移行してしまうことが少なくありません。

子どもの意思を大切に取り扱う、一人の人間として尊重する、つまり、子どもの権利を尊重するということをどのように考えるべきかを知りたいと思います。

3. 「子どもの権利」は子どもの権利条約において認められている法律用語ですが、ただ、日常生活の中の具体的な場面での対応については、対応する人たちの認識する内容はかなり異なっているように感じます。

それは、おそらく、育った環境が異なることに起因するものだと思います。それぞれの体験、特に両親や指導を受けた人たちの考え方ややり方をどのように受け止めているかによって異なるのです。

ところで、日本では、そもそも一人の人間の基本的人権という概念が十分に理解されているかは疑問なしとしませんし、さらに、子どもの権利となると、子どもは何もわかっていない存在であり、子どもの意思に従つたら、わがままな人間になるだけだ、まともな人間に育てるためには「躾(しつけ)」が必要であるし、子どもは大人に従つていればよいのだと思っている人も少なくないのです。

例えば、「部活動で指導教官から殴られた経験があるが、あの厳しさがあったので今の自分がある」と述べる人は未だに少なくないですし、30代くらいの若い人の中にも同様の発言をする人がいます。

(余談ですが、私は弁護士として子どもの問題以外のご相談も受けていますが、このような考え方は、成人になった後でも職場のパワハラなどの場面の大同士の関係においても影響があると感じています。)

だからこそ、一人前ではないと見える子どもの権利についてしっかりと考えていく必要があります。

4. 教育や指導の在り方について、社会の変容に伴い、許容できる程度には変動が当然ありますが、そもそもが、理不尽な指導者の感情のはけ口として対象者に接してはいけないことは明白であり、また、厳しい指導がなされる人で許されるのは、指導者自身が自らにも厳しくするという姿勢を見せるなどにより、子ども自身がその指導者の言動の内容に納得できる場合、そして、その厳しさが子どもの成長に資する場合に初めて、認められるものと考えます。

少なくとも、恐怖心から従うということと、自ら内容を理解して意欲的に取り組むことでは、自分の成長の糧になるものが違っているというのは、実証的にも明確になっています。人の顔色を見て、ひたすら怒られないようとする、保護者や教員の顔色を見て、自分の行動を選択していくということを続けていく子どもは、心理的に歪（いびつ）になってしまい、自ら考えて判断し、行動していくという成長にはつながりません。

繰り返しますが、子どもの虐待事案では、子どもに暴力をふるった親が「これはしつけのための体罰であって虐待や暴力ではない。」ということが少なくありませんし、家庭のみならず、学校においても体罰は必要悪であるとの考え方を持っている教師も存在していますが、それが否定される根拠は同じものです。

5. ところで、「子どもの権利とは何か。」ですが、通常、①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利が挙げられています。

大人と異なるのは、②の育つ権利と、③の守られる権利です。

子どもは自ら権利を主張することができません。そもそも、仕事をして収入を得て食料を手に入れたり、寝場所を確保したりできず、放置されてしまえば、一人では生きていけない存在です。多少年齢が上がって単純労働ができるとしても、それだけでは独立して生きていく能力が身についたとはいえません。つまり、独立立ちをするために力を蓄えて、親や社会が養育していくことが求められる存在なのです。それが、育つ権利であり、守られる権利です。

一方で、ただ、未成熟であり、親に養育されなければならないからと言って、子どもは親の所有物ではありません。子どもに関することが決められ、行われる

ときは、その子どもにとって最も良いことはなんであるかを第一に考えられることが求められていますが、その中の、子どもの参加として、子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する必要があるということです。

具体的には、いじめの場面での解決方法や、離婚における自らの置かれた状況についても年齢に応じてではありますが、きちんと向き合い、どのような解決にしたいか、子ども本人の意見を聞くという子どもの参加が必要なのです。

もちろん、結果的に、その子どもの意思どおりとすることは当該子どもにとって最善の状況ではないという判断もあり得ます。

しかし、子ども自らの問題について、一人の人間として子どもの意思を尊重するという手続きを経ること、(そして、仮に子どもの思いとは異なる結論になった場合には、その結論に至った理由を、年齢に応じた対応にはなりますが丁寧に説明することが、) 子どもの権利を尊重するということなのです。

これらの考え方が履行されていくことが積み重なって、人間として尊重されているということを感じ、さらには、他者を尊重しようという気持ちを養成することにもなるのです。

6. もっとも、成長過程の中で、誰でも社会に出ていかざるを得ず、その社会の中では、皆が皆、人にやさしくできないし、言葉数の少ない人、厳しい口調でしかものが言えない人もいることも事実です。残念ながら、自分を傷つける人に遭遇してしまうことがあります。

しかし、そもそもの原体験として、自らが尊重されていることを経験している場合には、そのような違和感の体験を乗り越えていけるのではないかと思うのです。

少なくとも子どもの養育にかかわる人たちは、子どもの権利条約の原則が守られ、子どもも大人も互いに尊重しあえる環境の中で、子どもたちが安心して日々を過ごす環境を整えるという大原則を関係者が認識すべきです。

最後に、子どもが、一人の人間として、たくましく、健やかに成長し、その可能性や能力を十分に伸ばすことのできる社会が求められていることは強調されすぎることはない、そして、そのことは、成人である者にとっても、その社会は生きやすく、心地よいものになると思います。

「 いじめ防止を考える 」

子どもの権利擁護委員 公認心理師 米田 弘枝

1. いじめについて

2011年に大津市で起きたいじめ自殺事件をきっかけに2013年「いじめ防止対策推進法」が制定された。いじめは「当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義され、加害者がふざけただけと言ったり、先生がいじめでないと思っても被害者が嫌だと思ったらいじめである。

「児童等は、いじめを行ってはならない」と定めている。

いじめによる心の傷は大きく、できるだけ早い段階で、防いでいくことが大切であるが、いじめは表面化しにくく、潜伏した状態で事態が進行しがちである。

いつも一緒に遊んでいた仲間の中で起きたり、昨日の加害者と被害者が入れ替わってしまうこともあり、実態の把握がなかなか難しい。

坂西（註1）によると、加害者が被害者の苦悩を推し量り罪悪感を持つことは少ないかもしれないという。いじめたことを謝りながらも、いじめに耐えられなかつた被害者の弱さを責めており、追い詰められる被害者の心を深刻にとらえた回想はほとんどない。一方被害者の心境は深刻で加害者との受け止め方とは、大きくかい離している。加害者や傍観者は被害を軽く見る傾向が強く、被害者が極限状態に追い込まれることがまだ理解されていないために、対応が後手にまわる。根底にある、強者が弱者を支配する人間関係を許さないことが必要で、普段から子ども一人ひとりの違いと独自性を認め、尊重する人権教育が大切、と述べている。

2. いじめ対応をあいまいにする考え方

他方、子どもから相談を受けた大人の側は適切に対応できるのだろうか。

いじめを早期に防がなくてはと思いつつも、私たちの周りには、一步踏み出すことをためらわせる考え方がある。以下にその例をあげてみたい。

① そのくらいのことほっときなさい、気にするな、無視しなさい

子どもから打ち明けられた時、その重大さや、今後の見通しを適切に判断することは容易ではない。できることならうまくおさまってほしいとの思いから、問題を過小評価し、自分の側の対処によって何とかしようと考えてしまうことが少なくない。これは子どもにとっては、聞いてもらえなかった、気にする自分の方が悪いのかとの思いから、その後の相談につながりにくくなる可能性があり、問題の発見を遅らせる。

② そんな人の近くには行かないようにしたら？ つき合わないようにしなさい
子どもにとって、所属を望んでいる集団の中で起きていることを忘れてはならない。

クラスやサークル、仲良しグループなどから離れることは子どもにとっては、とても大きな問題である。

③ やられたらやり返せ、もっと強くななきゃ

加害者に対する怒りなのだが、争いを許容し、やり返すことができない弱い被害者を責めていることになる。

④ けんか両成敗

いじめにおいて、両者は対等ではない。強い者が弱い者を暴力によって支配しているのである。

⑤ いじめられる方にも悪い所がある

いじめが起きている環境下でよく言われる言葉である。人の嫌がることをしていたとか、いじめられても仕方がない行動をしていたなど、いじめられた方を非難することが少なくない。しかし、だから加害者はその人をいじめてよいのだろうか、被害者を非難することによって、加害行為を正当化しているだけではないのだろうか。他の方法を選択することはできるはずである。いじめはすること自体が悪い。いじめを正当化してはいけない。

⑥ バカ・シネなんて誰でも言ってるよ

誰でも言ってるから許されることなのかどうかを考えなければならない。言葉の暴力であっても許されないことを明確にしなければならない。加害の正当化に他ならない。

⑦ 大人に相談するのは卑怯なことか

子ども同士の争いに大人が介入するかどうかの判断は悩ましい。基本的に子ども同士で解決できれば一番よい。しかし問題が大きくならないうちに大人に相談するのはとても大切なことであると子どもには伝えておきたい。安心して相談できる環境・味方は大切な力になる。

3. コップの水

嫌なことをされるとコップに水がたまる。最初は大丈夫でもだんだんたまり、やがていっぱいになる。コップをあふれさせるには、たった一滴で足りる。ウザイ、キモイ、シネの一言で足りる。コップの大きさは人それぞれで、どの程度たまっているかは外からは見えない。

あなたの一言がその人を死に追い詰めるかもしれない、それがいじめだ。（註2）
一滴が集まると大きな暴力に性質が変わることを知っておく必要がある。

4. いじめは人権侵害

いじめを防ぐには、いじめかどうかわからなくても本人の「嫌だと感じる気持ち」を大切にし、安心して相談できる環境が必要である。子どもの考えを尊重し、否定せず、話をよく聞き、結論を押し付けず、一緒に考える姿勢が大切である。秘密を守ることは大事だが、秘密にしてはいけないこともある。その時は子どもとしっかり話しあい、子どもの安全を守ることが大切になる。いじめは、あってはならないという揺らがない態度が求められる。

註1：坂西友秀：我が国におけるいじめの諸相,現代のエスプリ いじめの構造

2011.4 ぎょうせい

註2：東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会副委員長 橋詰穣
「いじめ予防出張授業の取り組み」（子どもの虐待防止センター第86号 2013年春）



4 令和6年度子どもの権利擁護委員制度活動状況

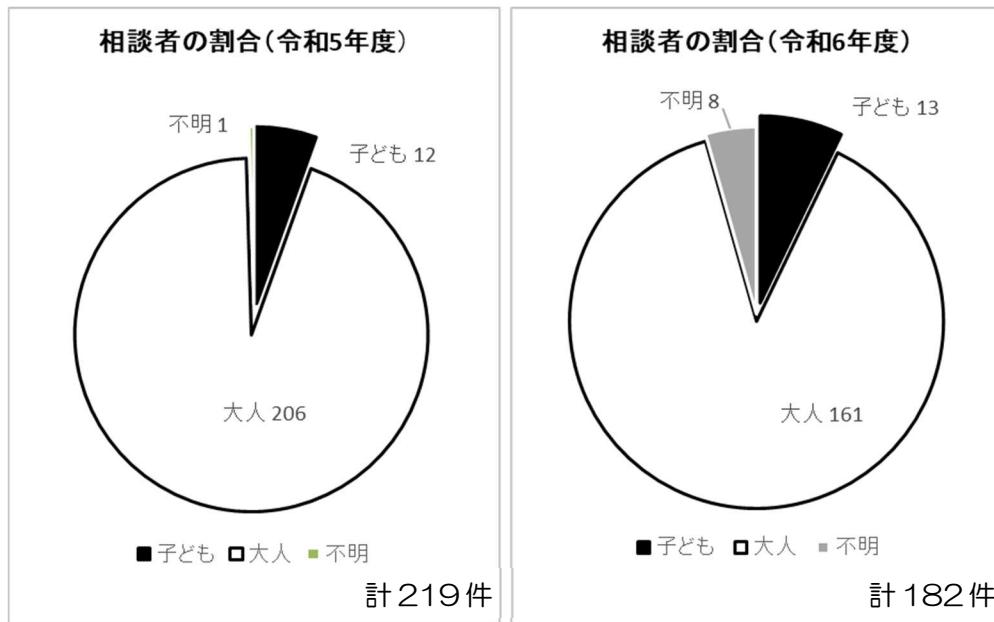
子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、目黒区で生活する子どもの権利を保障するために、日々子どもたちが抱える悩み相談に取り組みました。子どもは大人と違い、記憶保持力・状況の理解力・表現力が発達途上という面があります。よって、常日頃から子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、子どもへの聴き取りには細心の注意を払うよう心がけています。また、子どもの言い分と子どもを取り巻く環境によるその言い分が異なる場合には、子どもの視点に立ち、問題解決に努めました。子ども主体と言うと、子どもの「わがまま」や「甘え」を助長させることと考えられがちですが、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、子どもが自分らしく毎日を過ごせることを目指す支援をしました。

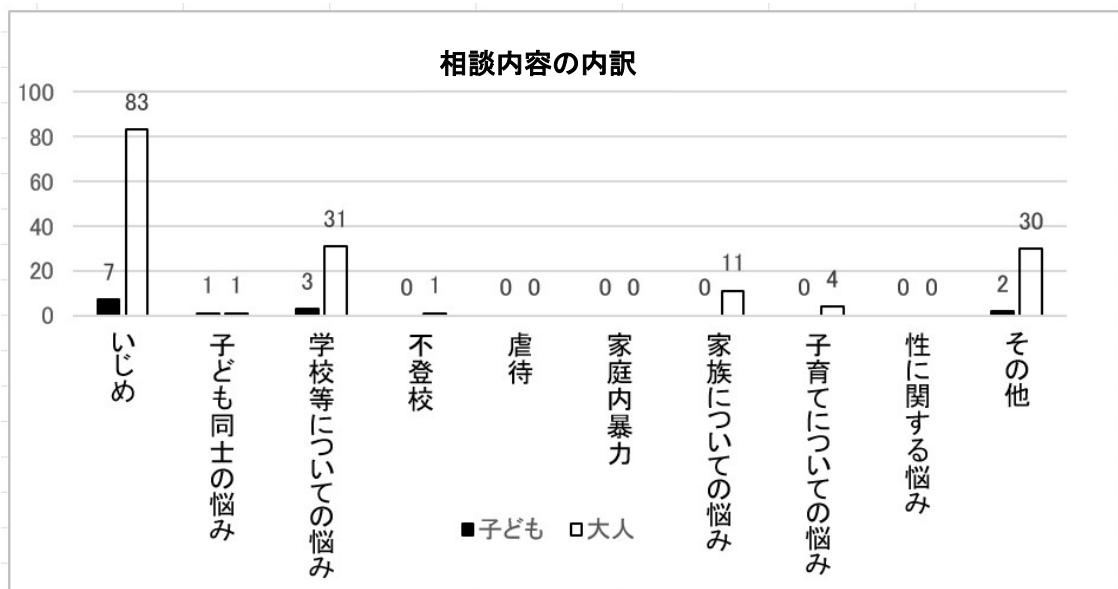
また、子どもの権利についての相談でない場合にも、相談者の気持ちを受け止め、その相談内容にふさわしい相談機関を紹介し、相談者の気持ちに寄り添った対応をするよう心がけました。

以下のとおり、令和6年度の子どもの権利擁護委員制度活動状況について報告します。

(1) 相談の受付状況

令和6年度は、合計で182件の相談電話等がありました。相談者の割合は、子どもは13件で、全体の7%、大人は161件で、全体の88%でした。令和5年度は、子どもは12件で、全体の5%、大人は206件で、全体の94%でした。電話相談等件数は、37件減少しました。





ア 子どもからの相談

子どもからの相談内容として顕著だったものは、いじめに関するこでした。児童間での不適切なやりとり、他児との適切なかかわり方に関する相談が男子、女子児童からありました。いずれも、相談者である子どもの話をしっかりと聴き、子ども自身で答えが導き出せるように寄り添った支援をしました。

イ 大人からの相談

大人からの相談として顕著だったものは、いじめ、学校・保育園トラブルについての悩みでした。内容としては、申立てに関連したいじめに関わる相談が件数として多く、次に学校・保育園にまつわるトラブルでした。いずれも原因の多くは、保護者と相手方との認識の違いや、両者の説明不足による誤解によるものでした。どの場合も子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では中立の立場をとり、委員面談につなげ、相談者に寄り添い問題を整理しました。相談者に問題解決の糸口を見つけられるようにアドバイスをし、相談者が問題を抱え込まないように意識して、さまざまな機関と連携して対応しました。

家族についての悩みは、令和5年度と比べ相談数が1件増加しました。主な相談内容としては、面会交流に関するここと、本児特性に関する家族関係の悩みに関するこでした。

相談内訳上、その他になっている相談には家事・育児サービス紹介、ヤングケアラー支援サービス紹介等がありました。

(2) 相談員による対応（他機関への連絡）

令和6年度は、前年度と比べ相談員が、他機関へ連絡をする件数が増加しました。教育委員会、学校との情報連携が多くありました。

専門相談機関にとって、社会資源をどれだけ保有し活用できるのかが、重層的な支援につなげられるものと考えています。子ども相談室「めぐろはあとねっと」では、さまざまな機関と連携し、相談者の問題解決をすすめています。

機関名	他機関への連絡件数	
	令和5年	令和6年
保健予防課・地域保健課	0	1
こども家庭センター利用者支援係	2	1
こども家庭センター	15	3
児童発達支援センター	4	0
区民の声課	0	0
ふくしの相談窓口	0	1
教育委員会	7	36
めぐろ学校サポートセンター(教育相談)	7	2
めぐろ学校サポートセンター(SSW)	0	0
公立小・中学校	3	27
児童館	0	0
品川児童相談所	1	0
他自治体児童相談所	1	0
目黒警察署	1	0
他自治体地域包括支援センター	1	0
東京弁護士会子ども相談	0	0
福祉サービス適正化委員会	0	1
合計	42	72

(3) 子どもの権利擁護委員との面談等の実施状況

委員活動は、弁護士と公認心理師の委員が専門性の高い知識を活かし、相談者の意向を確認しながら面談を行いました。委員と話することで、気持ちの整理、問題の整理につながり、前向きに問題解決をすすめていこうと考えられる相談者が多くありました。

面談では、相談者の話を聴き、受け止め、適切なアドバイスを行い、必要があれば他機関を紹介することもありました。

主たる相談内容	権利擁護委員との面談件数	
	令和5年	令和6年
いじめ	2	9
子ども同士の悩み	0	0
学校等についての悩み	2	2
不登校	0	0
虐待や虐待につながるおそれ	0	0
家庭内暴力	0	0
家族についての悩み	4	2
子育てについての悩み	0	0
性に関する悩み	0	0
その他	0	0
合計	8	13

対応内容	権利擁護委員による対応	
	令和5年	令和6年
申し立て受理	0	2
調査・調整	0	2
他機関への連絡 ・こども家庭支援センター ・教育委員会 ・小学校 他		
	0	1

また、1回の面談では終わらずに、解決の見通しが立つまで、継続して面談を行った相談者もいました。弁護士、公認心理師のアドバイスを聴き、今後どうしていくべきいいのか、なにが必要なのか、相談者と共に考えることを大切にしました。一緒に考えながらも、相談者自身が解決への力を持てるようにしました。

加えて、本年度は申立てが2件ありました。いずれもいじめに関するご相談でした（その内1件は取下げ）。委員面談を重ね、関係機関との調整をしつつ、相談者の状況に合わせた形でフォローしました。子どもにとっての最善の利益を第一に考え、適切な調査を実施し、一日も早く子どもの日常が取り戻せるよう努めました。



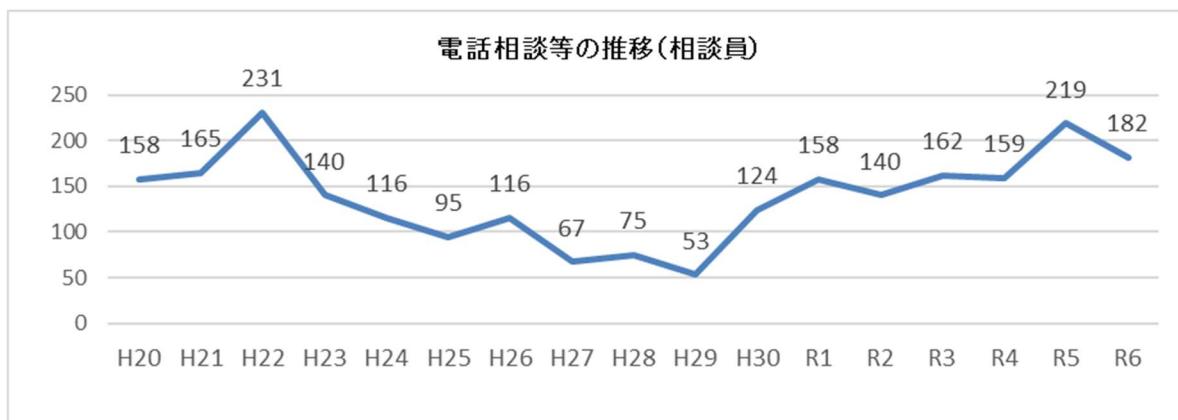
(4) 次年度に向けての課題

子どもからの相談は横ばいの状態です。新たな啓発活動として児童館に出向き、子どもに直接声をかけ啓発用カードを手渡すことをはじめています。カードを受け取ってくれる子どもの大半は子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」のことを知っています。「学校でカードをもらったよ」「知っているよ」と答えてくれるもの、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」が相談機関の1つであるという認識にはなっていません。子どもは困ったことがあったら相談をするということのイメージをつかみづらく、相談をしたいと思っても「相談していることが他の人に知られたらどうしよう」「知らない人に話をするのは怖い」などの心理的なハードルもあるように思われます。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」の開室以来、区内公立校の全児童・生徒には啓発用のカード、チラシ等を配布しています。今後は、このカード配布と並行して、子どもにとっての相談ハードルを下げる取り組みを検討していくかなければならないと考えています。

近年の相談状況を鑑みても、次年度以降、申立て相当の相談が増えていくことが予想されます。さまざまなご相談の中には多くの相談機関を経て、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」にたどりつく保護者の方がいらっしゃいます。多くの相談機関を経由したことで、相談内容がより複雑になっていく場合があります。トラブルを抱え困っている子ども、保護者の方が少しでも早い段階で、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」とつながれるよう、子どもの専門相談機関として、あらためて周知していく必要があるとも考えています。

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」が子どものすべての問題に対応ができるわけではありませんが、中立的立場として、子どものためにできることは多いように思っています。

電話相談だけでなく、来所による面談、オンライン面談などそれぞれの特徴を活用し、子どもや保護者、その関係者の方にとって相談しやすい場とはどういうものなのかを模索しつつ、今後も、目黒区における子どもの専門相談機関として子どもの権利を実現できるように取り組んでいきます。



(5) 相談員による電話相談等の実施状況数

主たる相談内容	令和6年度										
	令和5年度										
	子ども						大人			不明	計
	年齢 不明	幼児	小学生	中学生	高校生	小計	保護者 (親族 含む)	その他	小計	(無言 電話)	
いじめ	0	0	7	0	0	7	83	0	83	0	90
	0	0	1	0	0	1	45	0	45	0	46
子ども同士の悩み	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	2
	1	0	2	1	0	4	0	0	0	0	4
学校・幼稚園・保育園 についての悩み	0	0	1	0	2	3	31	0	31	0	34
	0	0	4	0	0	4	33	0	33	0	37
不登校	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
虐待や虐待につながる おそれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2
家庭内暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家族についての悩み	0	0	0	0	0	0	11	0	11	0	11
	0	1	0	0	0	1	10	0	10	0	11
子育てについての悩み	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	4
	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2
性に関する悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2
その他	0	0	0	2	0	2	14	16	30	8	40
	0	0	0	1	0	1	99	13	112	1	114
合計	0	0	9	2	2	13	145	16	161	8	182
	1	1	7	2	1	12	190	16	206	1	219

(6) 相談員による対応 他機関への連絡数

令和6年度 ()内は令和5年度件数	
機関名	件数
保健予防課・地域保健課	1 (0)
こども家庭センター利用者支援係	1 (2)
こども家庭センター	3 (15)
児童発達支援センター	0 (4)
区民の声課	0 (0)
ふくしの相談窓口	1 (0)
教育委員会	36 (7)
めぐろ学校サポートセンター（教育相談）	2 (7)
めぐろ学校サポートセンター（SSW）	0 (0)
公立小・中学校	27 (3)
児童館	0 (0)
品川児童相談所	0 (1)
他自治体児童相談所	0 (1)
目黒警察署	0 (1)
他自治体地域包括支援センター	0 (1)
東京弁護士会子ども相談	0 (0)
福祉サービス適正化委員会	1 (0)
合計	72 (42)

(7) 子どもの権利擁護委員との面談等の実施状況数

令和6年度		()内は令和5年度件数
主たる相談内容	件数	
いじめ	9 (2)	
子ども同士の悩み	0 (0)	
学校・幼稚園・保育園についての悩み	2 (2)	
不登校	0 (0)	
虐待や虐待につながるおそれ	0 (0)	
家庭内暴力	0 (0)	
家族についての悩み	2 (4)	
子育てについての悩み	0 (0)	
性に関する悩み	0 (0)	
その他	0 (0)	
合計	13 (8)	

令和6年度		()内は令和5年度件数
対応内容	件数	
申立て受理	2 (0)	
調査・調整	2 (0)	
他機関への連絡 子ども家庭センター 教育委員会 小学校 他	1 (0)	

(8) 相談事例

相談事例は子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」にあった相談内容をプライバシー保護のため、複数の事例から構成し、内容を一部変更しています。

①中学1年生男子生徒Aさん母親 学校対応に関する相談

「いじめが続いている。担任は若い先生で対応ができない。学校にいじめのことを言って、高校受験に影響があると思うと、何も言えない。どうしたらいいのか？」



子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」対応

中学1年生男子生徒Aさんの母親からのいじめに関する相談電話でした。Aさんは小学生の頃から、継続的に複数の生徒から、からかいやいじりを受けているとのことでした。Aさんはずっと我慢していましたが、中学に入学してから、数日登校ができなくなることがありました。Aさんのクラスでは、加害行為に加わっていない男子、女子生徒も、Aさんに対しどういうことをすればAさんが登校できなくなるかが話題となっていて、Aさんに対する不適切行為が醸成されていました。母親は保護者経由でAさんのクラスの様子を聞きつつ、Aさんの様子がいつもと違うことには気が付いていました。しかし、新人の担任の先生は、いじめに対処するほどの余裕はありませんでした。また、母親は数年後に控えている高校受験のことを考え、学校に対しいろいろと訴えることで高校受験に向けた評価に影響が出るのではないかと危惧し、Aさんに対するいじめをどう対処したらいいかわからない状態でした。相談員が母親の話を聴き取っていくと、Aさんには希死念慮をほのめかすような発言をしていることがわかりました。相談員から母親に、高校受験における評価よりもAさんの困り具合や、希死念慮があることの方が問題であることを説明しました。また、学校側とどのように話し合っていけばいいのかも合わせて説明をし、早急に学校側と話し合いの場を持たれることをすすめました。母親の了解を得て、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」からも学校に対し、Aさんの状況を情報提供させていただくこととしました。その日のうちに、母親は校長、スクールカウンセラー、担任との話し合いの場が持たれ、Aさんの状況やクラス内でのいじめに関して話し合うこととなりました。その後、母親から学校との話し合いにより、Aさんは配慮されたクラス環境の中で穏やかに過ごすことができるようになっているとの連絡を受けました。

②小学3年生女子児童Bさん母親 担任からの体罰に関する相談

「担任に娘の腕をつかまれて、あざになった。これって体罰じゃないですか。どこに相談すればいいもの？」



子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」対応

小学3年生女子児童Bさんの母親からの担任による体罰に関する相談電話でした。Bさんはクラスの中でも活発な子で、授業には積極的に参加していました。Bさんが在籍している学校では、月に数回、外部の講師を招いて体操の授業がありました。Bさんを含め他の児童も、毎回、この外部講師による授業を楽しみにしているそうです。運動会での発表練習を兼ねた体操授業時に、Bさんは補助で参加している教育実習生に気を取られ、外部講師の指示通りに、体操にすぐに参加しませんでした。Bさんの姿を見かけた担任が、いきなりBさんの前に現れ、Bさんの腕をつかみ引っ張って、体操に参加させました。Bさんの腕には、その時担任につかまれた指の跡が、あざとなり残りました。Bさんは帰宅後、「腕が痛い。先生が怖い」と母親に語りました。Bさんの担任は日ごろから大きい声で児童を怒ったり、注意したりする厳しい先生のことでした。Bさんは泣きながら「お母さんが学校に話したら、そのあの先生が怖いからやめて」と母親に言いました。母親はBさんの気持ちを尊重しつつ、このまま何もしないわけにはいかないという思いもあり悩まれていました。

相談員は母親に対し、先ずは学校管理職と相談をすることをすすめました。

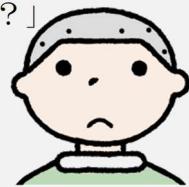
母親は本件を体罰事案として、学校外の外部機関へ相談することを検討されていました。母親と担任間で信頼関係が築けておらず、また担任の指導方法に懐疑的部 分もあり、母親は第三者の介入を望まれていました。相談員は母親に以下のアドバイスをしました。
①子どもが先生を怖がっているからと言って学校への相談をためらう必要がないこと。
②子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」は第三者として学校とBさん間のトラブル調整をすることはできること。
③子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」が本件に介入する前に、先ずは母親が学校管理職と話し合いをしていただきたいこと。
Bさんの気持ちを伝えた上で、事実関係を確認すること。
④その上で、学校と相違があった場合には、Bさんが安心して学校生活が送れるよう、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」として対応させていただくこと。
加えて、相談員から

母親に対し、学校へのアプローチ方法、学校管理職との話し合い方法などを具体的に説明しました。

その後母親は、すぐに学校管理職・担任との話し合いの場を持ちました。担任はあざができるほど B さんの腕を強くつかんだことを認め、母親も担任の指導方法に対して持っていた誤解を解くことができました。本件は母親が冷静に学校側との話し合いの場を持てたことで、早期に問題を解決することができました。

③小学 2 年生男子児童 本児特性に関する相談

「人の話が聞けない。どうしたら聞けるようになりますか？」



子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」対応

小学 2 年生男子児童 C さんからの本児特性に関する相談電話でした。

C さんは幼さが残る語り口調で、唐突に困りごとを話し出しました。C さんは家庭、学校で、「しっかり人の話を聞くように」というアドバイスを何回も受けることがあります。C さんの相談は、今後、いろんな人から注意をされないようにするにはどうしたらいいのかというものです。相談員から C さんに対し、「どういう時に、何って言われるの？」と確認しても、「これやって」とか、「ここちがうよ」って」と、C さんはやや要領を得ない回答を繰り返しました。相談員は話の幅を広げるために、C さんの家庭や学校での様子を引き出すことにしました。C さんの会話から、C さんは言われたことを忘れがちなこと、気にくわないことがあると相手を叩いてしまいがちであることがわかりました。相談員は 2 年生の C さんでも対応ができる、大切なことを忘れないようにするメモの取り方や、怒りの気持ちの対処方法を説明しました。C さんは相談員からのアドバイスに「はい」「ありがとうございます」と返答しました。C さんがどの程度理解しているのかは電話を通しては確認のしようがありませんでしたが、電話での会話はテンポよくすすめられました。最後に、C さんに対し、いずれの対処方法もベストな方法ではないが、試してみて欲しいことを伝えました。加えて、学校に在籍しているスクールカウンセラーにも、気軽に困りごとを相談するよう伝え、相談電話を終了しました。

子ども自身が電話というツールを使い、自身の困りごとを伝えることの難しさをあらためて認識しました。また、スマートフォン利用が低年齢化して

いるとは言え、学童期の子どもを対象に言語だけを頼りに話をすすめていく相談対応としての難易度の高さに、相談員として苦慮しました。今後も、子どものペースに合わせて、取り調べ口調にならず、子どもが相談をして良かった、ホッとしたと感じてもらえるような対応ができるよう、丁寧な電話対応を心がけたいと考えています。

④中学2年生女子生徒Dさん父親 部活と習い事に関する相談

「娘が学校でボルダリングの部活に入っている。部活の先生が娘を勝手に外部のボルダリング教室にも連れて行っていた。娘はアルパイン・クライミングに興味を示している。親としては辞めさせたい」



子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」対応

中学2年生Dさん父親からの、部活と習い事に関する相談電話でした。

Dさんは以前通園していた幼稚園にボルダリングの設備があり、就学前からボルダリングに慣れ親しんでいました。Dさんは体力強化のために、週末には父親と一緒にボルダリングを楽しむことが多かったそうです。Dさんが入学した中学校にはボルダリング設備があり、Dさんは迷わずボルダリング部に入部しました。Dさんが入学した中学校は大学の付属校と言うこともあります。部活内の上下関係は厳しく、Dさんは部活内の人間関係で悩むことが多かったです。父親としては、ボルダリングで怪我をすることが多いDさんが、人間関係でつらい思いをしてまで部活を続ける必要はないという考えでした。Dさんと父親は話し合いを重ね、ボルダリング部を退部する方向で話がすすんでいました。そんな矢先に、部活顧問がDさんをボルダリング専用のクラブに連れて行きました。そこで、Dさんはアルパイン・クライミングを目指す人と話をするようになり、アルパイン・クライミングに興味を示すようになりました。次第にDさんの将来の夢は、アルパインクライマーになることとなりました。父親はDさんが、将来アルパインクライマーを目指すとは思いもよらず、大変驚かれていました。また、部活顧問が保護者への承諾を得ずに、学校とは関係がないボルダリング施設にDさんを連れて行ったことに憤りを感じられていました。父親としては自然の急峻な山岳をよじ登るようなことをDさんにさせるわけにはいかないという思いが強くありました。次第に、父親とDさんは話し合いすらできない状態となり、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」に相談が入りました。

父親の話によると、Dさんの思いを変えることは難しく、部活顧問がDさんの思いを焚きつけているようだとのことでした。Dさんは学校外のボルダリング施設に通うことを強く希望していました。

相談員は父親が親として不安に思う気持ちを受容しました。その上で、本件話し合いが親子喧嘩だけで終わらないよう、Dさんが希望することを一方的に親や学校側の考えだけで辞めさせられたとDさんが思わないように、親子間でしっかり話し合う必要があることを説明しました。しかし、現時点で親子間での話し合いが難しいため、まずは学校に相談をすることをすすめました。相談員から父親に以下のアドバイスをしました。①学校のスクールカウンセラーに相談をすること。Dさんの思いをスクールカウンセラーと話し合ってもらうこと。②学校の見解を確認すること。部活顧問が保護者未承諾のまま生徒を学校外活動への参加を促すことにつき、学校はどのような見解かを確認すること。③今後の親子関係を悪化させないためにも、Dさんと父親のそれぞれの思いの落としどころを、時間をかけて丁寧に探ること。

Dさんの思いに火をつけたのは紛れもなく部活顧問であり、父親の怒りの矛先は部活顧問に向いていました。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」としては部活顧問の考えを推し量れませんが、Dさんの強い思いを変えることは難しいこととしてとらえています。Dさんが成人になるまでの間に、親子間での話し合いを焦らずに時間をかけてすすめていく必要があると考えます。

現在、Dさんは学校のボルダリング部には所属していますが、学校外のボルダリング施設には通っていない状態とのことです。また、Dさんと父親との関係は休戦中のようです。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」としては、再度父親からのご相談があれば、その状況を鑑み、その時々に応じたアドバイスをしていく予定です。本件はすっきり解決といった内容ではないものですが、子どもの成長と、親の思い、学校との関係性といった複雑さを含んだ事例となりました。



(9) 啓発活動

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」を紹介するポスターとチラシ、カードを保育園・幼稚園・こども園の保護者、小学生・中学生・高校生、関係機関等に配布しました。また、相談日周知のため、毎月「月の予定表」を区立小・中学校と各住区センター、児童館、図書館、学童保育クラブ等他施設へ配布し、ホームページからも情報を発信していました。加えて、公立中学校に通学する生徒全員に対し、「めぐろ はあと ねっと通信」をチラシとして配布しました。

また、民生児童委員協議会にて「子どもの声をよりよく聞くために」をテーマに講演をし、チラシを配布しました。さらに、公立児童館利用者に対し、事業説明をし、カード等を配布しました。

時期	啓発内容	時期	啓発内容
4月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館)	10月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) チラシ・カード・ポスター配布(区内小・中学校) 乳幼児対象イベントにてチラシ配布
5月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館)	11月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) 子ども条例啓発カレンダー展示でのチラシ・カード配布 (目黒区総合庁舎) 民生児童協議会講演・チラシ等配布
6月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) 人権擁護委員パネル展示・チラシ等配布	12月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) 人権週間区民のつどい チラシ等配布
7月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) チラシ・カード・ポスター配布(区内小・中学校、児童館、学童保育クラブ、保育園、住区センター等) 子ども食堂連絡会議 チラシ等配布	1月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童)
8月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) ポスター配布(住区センター)	2月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) 民生児童委員協議会にてチラシ配布 チラシ・カード・ポスター配布(品川児童相談所、東京都教育センター他) 中学生チラシ2回目配布
9月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) 中学生チラシ1回目配布	3月	月の予定表配布(区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童) チラシ・カード・ポスター配布(児童館、学童保育クラブ、保育園、住区センター等) 公設児童館(5館)利用者に対し相談事業説明・カード配布

月の予定表 ポスター

子ども相談室
めぐろはあとねっと

みつめよう あなたの はあと

フリーダイヤル 0120-324-810

「誰かに聞いてもらいたい」「悩んでいることがある」
そんな時は電話をしてください。相談員があなたのお話を聴きます。
名前は名乗らなくていいよ。一人で悩まずに、相談をしてね。
ここでの話は誰にも言わないよ！

相談日は(水)～(土)10時から17時です！

11月の相談日のお知らせ

日	月	火	水	木	金	土
				1 委員面談日	2 相談日	
3 文化の日	4 開設休日	5	6	7 委員面談日	8 相談日	9
10	11	12	13	14	15 委員面談日	16 相談日
17	18	19	20	21 委員面談日	22 相談日	23 委員面談日
24	25	26	27	28	29	30 相談日

大人の方

「生活リズムが崩れている」「元気がなく、ふさぎ込んでいる」等
ご連絡ください。相談員がお話を聆きます。電話以外での面談も
相談員による電話相談、面談で問題を解決しない場合や、
希望される場合はご相談ください。

*相談日と相談員名は、相談員がお話を聆きます。電話以外での面談も
相談員による電話相談、面談で問題を解決しない場合や、
希望される場合は、相談員による電話相談、面談で問題を解決しない場合や、
希望される場合はご相談ください。

相談日は(水)～(土)10時から17時です！

2月の相談日のお知らせ

日	月	火	水	木	金	土
2	3	4 相談日	5	6 相談日	7 委員面談日	8 相談日
9	10	11 相談日	12	13 相談日	14	15 相談日
16	17	18 相談日	19	20 相談日	21	22 相談日
23 誕生日	24 新規相談日	25	26 相談日	27 委員面談日	28 相談日	29 相談日

大人の方

「生活リズムが崩れている」「元気がなく、ふさぎ込んでいる」等
ご連絡ください。相談員がお話を聆きます。電話以外での面談も
相談員による電話相談、面談で問題を解決しない場合や、
希望される場合はご相談ください。

*相談日と相談員名は、相談員がお話を聆きます。電話以外での面談も
相談員による電話相談、面談で問題を解決しない場合や、
希望される場合はご相談ください。

相談日は(水)～(土)10時から17時です！

月の予定表 チラシ

子ども相談室
めぐろはあとねっと

みつめよう あなたの はあと

フリーダイヤル 0120-324-810

「めぐろはあとねっと」のことやご不明な点の問合せは自黒区子育て支援課利用者支援係へ 電話5722-9596にご連絡ください。

6月の相談日のお知らせ

日	月	火	水	木	金	土
1 委員面談日	2 相談日	3 相談日	4 相談日	5 相談日	6 相談日	7 相談日
8 相談日	9 相談日	10 相談日	11 相談日	12 相談日	13 相談日	14 相談日
15 相談日	16 相談日	17 相談日	18 相談日	19 相談日	20 相談日	21 相談日
22 相談日	23 相談日	24 相談日	25 相談日	26 相談日	27 相談日	28 相談日
29 相談日	30 相談日					

大人の方へ

お子さんの生活リズムが崩れている、元気がなく、ふさぎ込んでいるようだといったことはありませんか。お子さんにとって、授業がよく見えない、「先生がわかつてくれない」、学校でもなんだがつまらない……など、そんな気持ちの時には、電話をしてください。相談員が、あなたの話を聆きます。あなたと一緒にどうしたらいいのかを考えます。ここで話は誰にも言わないよ。

9月の相談日のお知らせ

日	月	火	水	木	金	土
1 委員面談日	2 相談日	3 相談日	4 相談日	5 相談日	6 相談日	7 相談日
8 相談日	9 相談日	10 相談日	11 相談日	12 相談日	13 相談日	14 相談日
15 相談日	16 相談日	17 相談日	18 相談日	19 相談日	20 相談日	21 相談日
22 相談日	23 相談日	24 相談日	25 相談日	26 相談日	27 相談日	28 相談日
29 相談日	30 相談日					

大人の方へ

夏休みが終わり、お子さんはスムーズに学校へ行けていますか？夏休みを楽しめましたか？朝起きられない「学校にいきたくない」「元気が出ない」ということはないですか？そんな気持ちの時には、電話をしてください。相談員が、あなたの話を聆きます。あなたと一緒にどうしたらいいのかを考えます。ここで話は誰にも言わないよ。

毎月、月の予定表を区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童、関係機関にポスターを配布しています。

めぐろ はあと ねっと 通信

第1号 令和6年9月 発行
発行：目黒区子育て支援課利用者支援係

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」ってどんなところ～？

☆みんなが抱えている、悩みや問題を何でも相談できる場所です。
☆「心がモヤモヤするな」「この悩みを誰かに聞いて欲しいな」と思ったら、いつでも電話してね！
一緒に考えよう！
☆話がしっかりとまとまっているなくても大丈夫。友達に話すみたいに、思いつくまま話してね。
話してくれたことを一緒にまとめて、気持ちの整理の手伝いも出来るよ！
☆問題をすぐに解決することは出来ないかもしれないけど、話すだけで気持ちがちょっと楽になることもあるよ。
☆話をするのが嫌になったりしたら、途中で電話を切っても大丈夫！
あなたのペースで相談してね。

目黒区子ども条例に基づいて設置されました。

例えば、どんな相談があるの～？

中学3年生 友人関係に関する悩み

小学生の時からずっと仲良くしている友達グループがあるんだけど、そのうちの1人が「A子って何が嫌な感じじゃない？」って最近言い出して、A子のことを皆でハバろうってなってるんだよね。私はやりたくないんだけど、ここで反対したら今度は私がハバられるかも…

その事を考えるとお腹が痛くなってきて、最近保健室を度々いがち。受験も近いから、頑張りたいのに…

担任に話したら、成績が下がるかも！誰に相談すればいいのかな…

詳しい相談方法は裏面を見てね♪

第2号 令和7年2月 発行：目黒区子育て支援課 利用者支援係

後輩から避けられている気がする。
理由がわからないからモヤモヤ、ライタ。
理由を直接言ってくれたらいいのに。

はあとねっとのポスターがあった。
そう。電話してみよう。

秘密を守ってくまるって。電話して相談してみよう！

では、「めぐろ はあと ねっと」です。部活動は、同じ目標をもって団結して活動していくことがあります。しかし、仲間がいて心強い分、時にはお互いの気持ちが離れてしまったり、仲間が少しデクシャグしてしまうこともあります。このお便りを読んでくれた人のために、友達や部活動の仲間との関係に悩む人もいるかもしれません。でも、周りの人に自分の悩みを知られると、嫌な気持ちもありますよね。子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、あなたの悩みを聞いて、どうしたらいいか一緒に考えてていきます。

区立中学校生徒全員にチラシを2回配布しています。

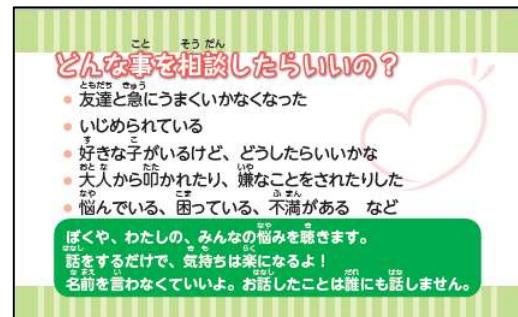
子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」ポスター



カード (表)



カード (裏)



カードは区立小3年生以上中学3年生までの児童・生徒全員に配布しています。

ポスター・チラシは、区立小・中学校、住区センター、児童館、図書館、学童、関係機関に配布しています。

チラシ

子ども相談室「めぐろはあとねっと」とは?

目黒区では、平成17年12月に子どもたちにいきいきと過ごすことができるまちを目指し「目黒区子ども条例」を制定しました。子ども相談室「めぐろはあとねっと」は、この条例にある「子どもの権利擁護委員制度」のもと、子どもたちを権利侵害から守るために設置されています。

子ども相談室「めぐろはあとねっと」では、区内の子ども専門相談機関として子どものことにくわしい相談員が電話相談や来所相談でお話を聴かせていただきます。また、子ども相談室「めぐろはあとねっと」には権利擁護委員もおります。権利擁護委員は子どもの人権にくわしい法律の専門家で、子どもの心理にくわしい専門家の2名からなります。相談員との電話相談や来所相談で問題が解決しない場合や、権利擁護委員との面談を希望される場合には、権利擁護委員と面談での相談ができます。

子ども相談室「めぐろはあとねっと」では、子どもの権利侵害について、子ども自身および保護者などの関係者からの相談や救済の申立てを受け、適切かつ迅速に解決していくことができます。

ご相談内容によっては適切な機関を紹介させていただく場合もあります。「どこに相談すればいいかわからない」等お困りください。

どんな事を相談したらいいの?

ぼくが、わたしが…

- 嫌なことをされた
- 何だかさみしい
学校に行きたくない
- イライラする
- 子どもがいじめられているようだ。
- 子どもが学校に行きたがらない。
- 学校の先生が子どものことをわかつてくれない。
- 知り合いの子どもが親とうまくいっていない

保護者や子どもとかかわりのある方が…

ひとりで悩まないで!
子ども相談室「めぐろはあとねっと」に連絡をしてね。

子ども相談室「めぐろはあとねっと」に連絡をしてね。

相談時間 水曜日から土曜日の午前10時から午後5時 電話番号 0120-324-810

どうやって連絡をするの?

まずは、0120-324-810に電話をかけてください。あなたの電話や携帯電話からもかけられます。お金はかかりません。

電話をかける

あなたが困っている、悩んでいることを相談員に話してください。名前を言わなくてもいいです。お話ししたことは誰にも話しません。相談員が話を聞いて、あなたと一緒に考えます。

電話で話をする

電話で解決しない時は、面談での相談もできます。

会って話をする

あなたが、解決のためもっと行動を起こしたいという時には申立てをすることができます。申立てがあった場合には、必要に応じて子どもの権利擁護委員が事実を確認し、事業によっては意見表明や改善要請がなされます。

区立小1年生児童には「めぐろ子育てホッ！とブック」にて、子ども相談室「めぐろはあとねっと」の紹介をしています。

参考資料

目黒区子どもの権利擁護専門相談事業実施要綱 制定 令和6年4月1日付け目子字第5665号決定

(目的)

第1条 この要綱は、目黒区子ども条例（平成17年12月目黒区条例第63号。以下「条例」という。）第17条から19条の規定に基づき、子どもの権利擁護委員の仕事及び相談支援（以下「子どもの権利擁護専門相談事業」という。）の実施に関する基本的事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「相談対象者」とは、子ども及びその関係者をいう。

2 この要綱で「子ども」とは、条例第2条第1項に規定する子どもをいい、次に定めるものとする。

（1）区内に住所を有する子ども

（2）区内にある事業所で働いている子ども

（3）区内にある学校、児童福祉施設等に、通学、通所や入所している子ども

（事業内容）

第3条 子どもの権利擁護専門相談事業は、次に掲げる内容を行うものとする。

（1）子どもからの直接の相談、区民からの通報又は関係相談機関等からの対応の依頼を受けて、権利侵害の回復のために具体的に対応すること。

（2）子どもの権利擁護についての助言や支援等を行うこと。

（3）権利侵害を受けている子どもについて、申立てを受け付け、事実の確認や関係者間の調整を行うこと。

（4）前号の結果、その必要性に応じ、意見の表明又は改善の調整等を行うこと。

（5）子どもの権利擁護に関して、子どもをはじめとする区民等への広報活動に関するこ

（6）その他子どもの権利擁護に関するこ

(実施体制)

第4条 子どもの権利擁護専門相談事業を円滑に実施するため、専門相談員を設置する。

2 専門相談員の職務等については、「目黒区子どもの権利擁護専門相談事業専門相談員設置要領」（令和6年4月1日付け目子字第5715号）による。

（めぐろ はあと ねっとの設置等）

第5条 子どもの権利擁護専門相談事業の実施に当たり、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」を設置する。

2 めぐろ はあと ねっとは、次に掲げる事務を行う。

- (1) 委員及び専門相談員の仕事の補助に関すること。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する相談に関すること。
- (3) 子どもの権利の救済及び回復の支援に関すること。
- (4) 子どもの権利の啓発に関すること。
- (5) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた事務
(めぐろ はあと ねっとの利用日及び利用時間)

第6条 めぐろ はあと ねっとの利用日及び利用時間は次のとおりとする。ただし、
1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日まで並びに国民
の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く。

利用日	利用時間
水曜日、木曜日、金曜日、土曜日	午前10時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めたときは、臨時に
利用日又は利用時間を変更することができる。

(委員の相談日及び相談時間)

第7条 委員の相談日は、前条の利用日のうち、1月に4回とし、相談時間は、午
前10時から午後5時までの間の任意の3時間とする。

2 委員及び専門相談員が調査や調整（以下「調査等」という）を行うに当たり必
要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、必要な日時に調査等を行
うことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、申立て等がない場合は、委員の相談日及び相談時
間を変更することができる。

(救済の申立)

第8条 相談対象者が条例第18条の規定に基づく申立てをしようとする場合は、
目黒区子どもの権利擁護委員制度申立書（別記第1号様式。以下「申立書」とい
う。）を委員（専門相談員を経由する場合を含む）に提出するものとする。ただし、
申立書を提出することができないと認められる場合は、この限りではない。
(申立事項の審査等)

第9条 委員は、前条の申立てがあった場合には、目黒区子どもの権利擁護委員制
度申立受付処理台帳（別記第2号様式。以下「台帳」という。）に申立ての受付
処理の状況を記録する。

2 委員は、申立て内容について必要な審査を行い、当該申立てが条例第18条各
号のいずれかに該当すると認められる場合には、速やかに、目黒区子どもの権利
擁護委員制度調査等を行わない旨の通知書（別記第3号様式）を送付し、申立者
に調査等を行わない旨を通知する。

(申立事項の調査)

第10条 委員は、前条第2項の審査の結果、当該申立てが条例第18条本文
に該当すると認められる場合には、当該申立ての相手方となる関係機関、関

係者等に対して、目黒区子どもの権利擁護委員調査等実施通知書（別記第4号様式）により、調査等を実施することを通知した上で、必要な調査等を行う。

- 2 委員は、前項の調査等の処理経過を書面により記録し、これを台帳に添付して保管する。

（合議）

第11条 委員は、条例第19条第1号ただし書の規定に基づき合議による決定を行う場合又はその他調査等を行うため合議による決定を行う場合には、目黒区子どもの権利擁護委員合議書（別記第5号様式）を作成し、これを保管する。

（申立事項の処理）

第12条 委員は、第10条第1項の調査等の結果、必要があると認めるときは、目黒区子どもの権利擁護委員制度申立事項に関する調査結果について（別記第6号様式）又は口頭により、調査等の結果について関係機関、関係者等への必要な助言、支援、意見の表明、改善の要請その他の処理を行う。

- 2 区長は、条例第20条の規定に基づき報告を求められたときは、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、委員に対して、是正等の措置又は制度の改善の状況について、理由を付して報告しなければならない。
- 3 委員は、条例第20条の規定に基づき、同条第2項の要請をしたときは、区の機関以外のものに対し、是正等の措置の状況について報告を求めるものとする。
- 4 前項の報告を求められた区の機関以外のものは、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、委員に対して、是正等の措置の状況について、理由を付して報告するよう努めなければならない。
- 5 委員は、当該申立てに対する調査等が終了した場合には、目黒区子どもの権利擁護委員制度申立調整結果通知書（別記第7号様式）により、申立事項の調査の結果等を、速やかに申立者に通知する。
- 6 委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための意見の表明又は改善要請をした後も、必要に応じて、関係機関等と協力しながら、その子どもの見守り等の支援をすることができる。

（年次報告及び公表）

第13条 委員は、申立件数、処理件数、処理結果の主な内容その他の毎年度の事業の運営状況を、申立者が特定されないよう必要な配慮をして、書面により区長に報告を行う。

- 2 前項の運営状況は、区が発行する広報紙への掲載その他の方法により公表を行うものとする。

（子どもの権利擁護委員証）

第14条 委員は、その職務を行う場合においては、子どもの権利擁護委員証（別

記第8号様式)を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(関係者会議)

第15条 関係者会議は、委員の合議に基づき、必要に応じて関係者を招集し、開催する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、子どもの権利擁護専門相談事業の実施に必要な事項については、別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



5 あとがき

世界のソーシャルメディア（以下、SNS）利用者数は、総務省の令和6年版情報通信白書によると、2023年の49億人から2028年には60億5,000万人に増加すると予測されています。若者中心のコミュニケーション手段からあらゆる年代におけるコミュニケーション手段へと変化しています。日々の暮らしぶりを画像や動画やコメントで発信し、さまざまな人と情報を共有できます。SNSの便利さを否定する人はいないのではないかでしょうか。しかし、SNSだけの情報に頼り過ぎたり、SNS利用に没頭しすぎてしまったりというような問題点があるのも事実です。また、個人による情報発信ができることから、発信情報が精査されることなく、他人の個人情報や誤情報などを発信してしまう可能性もあります。つまり、SNSは諸刃の剣と考えます。このようなSNSの特性が、時に「自力救済」という行動につながることがあります。自力救済という言葉を聞かれたことはありますか？あまり馴染みのない言葉だと思います。民法上の概念になります。権利を侵害された人が、司法手続によらず実力により権利回復を果たすことを指します。具体的には、アパートの所有者が借主にいわゆる夜逃げをされたようなケースに、貸主が残された荷物を裁判手続きを経ずに、勝手に処分することが代表例であり、民法上は違法であると解されています。正確に言えば、それとは必ずしも同じではないですが、昨今、マスメディアにおいてSNS利用による自力救済に関するニュースを目にされることがあるかと思います。トラブルに関し打つ手がなく、困り果てた末にSNS利用を選択しているようにみえます。このような自力救済の事例は、子どもの人権問題においても見受けられます。子どもの人権に関してトラブルが発生した場合、解決までのプロセスは複雑です。子どもからの聞き取りにはじまり、学校や家庭での調査や、関係者の確認など多岐にわたります。思いのほか関係者が多く、なかなか確認作業がすすまないことが多いですが、そうこうしているうちに関係者間での行き違いや説明不足が発生し、議論がかみ合わなくなり、暗礁に乗り上げることがあります。こうした行き詰まりを感じると「SNSを利用して、一気に問題を解決しよう」と世論を味方につけようとすることがあるかもしれません。しかし、SNS利用で怖いのは他の人を巻き込んだり、逆に誹謗中傷されたり、問題を複雑化させるリスクがあることです。そうした衝動に駆られたときこそ、一度立ち止まることが大切です。いくら事態が行き詰まっているからとはいって、SNSを利用して解決を図ろうとすることは、本当の問題解決にはならない場合が多いと考えます。SNSでの発信を選択する前に、問題ときちんと向き合う場所として、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」という選択肢があることをぜひ思い出していただければと思います。

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」は、行政から独立した中立的立場で運営される相談機関です。私たちは何よりもまず、相談者の不安や悩みに寄り添い、そ

の気持ちを丁寧に受け止めることを大切にしています。

人権にまつわるトラブルに直面すると、子どもだけでなく周囲の大人も強い感情の揺れを経験します。このような衝撃的な出来事に対して動搖することは、自然な反応です。当相談室では、こうした感情面のケアを重視し、安心して悩みを打ち明けられる環境を整えています。

さらに、お話を伺いながら問題点を整理し、子どもにとって最善の選択ができるよう、着実に解決への道筋を一緒に考えていきます。

「当事者間での話し合いはもうできない」「頼れるところがない。どこに相談すればいいかすらわからない」等悩まれていらっしゃる方は、まずは、ご連絡いただきたいと思います。専門相談員がお話を聴きし、今後どのようにすすめていけばいいのかと一緒に考えていきます。また、委員との面談でより専門的なアドバイスをさせていただくことも可能です。申立てという形をとらなくても、話し合いにより、問題解決に至った事案は複数あります。

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」はトラブルになっている双方のどちらの味方をするということはありません。問題について、あくまで、子ども視点で対応をすることで、子どもたちが皆それぞれ健全に養育されるよう努めています。

何はともあれ、お困りごとや悩みごとがある場合には、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」のフリーダイヤル（0120-324-810）にお電話いただき、悩まれている状態から一歩ずんでいただきたいと思います（※）。

今後も、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」では、あらゆるご相談を受け止め、相談者の方に寄り添えるような支援をしていけるよう、尽力してまいりたいと思います。どうぞ安心してご相談ください。

子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」
専門相談員 皆藤真理子



※ 相談内容により、子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」で対応が難しいものは、適切な機関を紹介させていただく場合もあります。ご相談を棚上げすることはありませんので、安心してご相談をいただければと思います。